

議案第17号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住居手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第4条第7項第2号中「7級で」を「8級で」に、「行7級職員」を「行8級職員」に改める。

第9条第3項中「行7級職員」を「行8級職員」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第8条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、地

方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する第2種初任給調整手当として、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第1項第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項中「、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき」を削り、同項第1号中「規則」を「支給単位期間につき、規則」に、「支給対象期間」を「支給単位期間」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（1箇月）」を「支給単位期間につき、67,200円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（支給単位期間）」に改め、同号アからウまでを削り、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に、「運賃等相当額及び前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額」を「前2号に定める額」に、「又は前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額」を「又は前号に定める額」に改め、同条第3項中「支給対

象期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第11条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「運賃等相当額をその支給対象期間」を「運賃等相当額をその支給単位期間」に、「及び特別料金等相当額をその支給対象期間」を「、特別料金等相当額をその支給単位期間」に、「) の」を「) 及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に、「係る支給対象期間」を「係る支給単位期間」に、「支給対象期間に」を「支給単位期間に」に、「当該支給対象期間」を「当該支給単位期間」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超え

ない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第11条第6項の次に次の1項を加える。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

第12条第2項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第20条第5項中「4級」を「5級」に改める。

第22条第2項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000				
87	266,500	306,100	356,100	397,400				
88	266,800	306,400	356,500	397,800				
89	267,100	306,700	356,700	398,100				
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					

97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3ア 行政職給料表級別基準職務表7級の項中「7級」を「8級」に改め、同表ア 行政職給料表級別基準職務表6級の項中「6級」を「7級」に改め、同表ア 行政職給料表級別基準職務表5級の項中「5級」を「6級」に改め、同表ア 行政職給料表級別基準職務表4級の項中「4級」を「5級」に改め、同表ア 行政職給料表級別基準職務表3級の項中「3級」を「4級」に改め、同表ア 行政職給料表級別基準職務表2級の項中「2級」を「3級」に改め、同項の次に次のように加える。

2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務
----	--

別表第4を削り、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

（佐倉市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第2条 佐倉市職員の定年等に関する条例（昭和59年佐倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「5級」を「6級」に改める。

（佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「住居手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第6条の3 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理規程で定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定める額を下回るものに対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第

2 項に規定する第 2 種初任給調整手当として支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理規程で定めるものに対して支給する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中一般職職員の給与に関する条例第 4 条第 7 項第 2 号、第 9 条第 3 項、第 20 条第 5 項、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定並びに第 2 条の規定並びに附則第 3 項から附則第 6 項までの規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### (初任給調整手当に関する経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 6 項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定を適用する。

##### (職務の級の切替え)

- 3 令和 9 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において一般職職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じて附則別表第 1 に定める職務の級(当該職務の級が 2 以上ある場合は、当該職務の級のうち市長の定めるところにより決定される職務の級)とする。

(職務の級の切替えに伴う号給の切替え等)

4 前項の規定により新級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の第1条の規定(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の一般職職員の給与に関する条例第4条第5項から第7項までの規定の適用については、旧号給を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 附則第2項の規定により新級を定められる職員のうち、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(その他の経過措置の規則等への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則(地方公営企業の管理者が担任する事項については、管理規程)で定める。

附則別表第1 (附則第3項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
	2 級
2 級	3 級
3 級	4 級

4級	5級
5級	6級
6級	7級
7級	8級

附則別表第2（附則第4項関係）

号給の切替表

旧号給	新級							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	新号給							
1	1		1	1	1	1	1	1
2	2		1	2	2	2	2	2
3	3		1	3	3	3	3	3
4	4		1	4	4	4	4	4
5	5		1	5	5	5	5	5
6	6		1	6	6	6	6	6
7	7		1	7	7	7	7	7
8	8		1	8	8	8	8	8
9	9		1	9	9	9	9	9
10	10		1	10	10	10	10	
11	11		1	11	11	11	11	
12	12		1	12	12	12	12	
13	13		1	13	13	13	13	
14	14		1	14	14	14	14	
15	15		1	15	15	15	15	
16	16		1	16	16	16	16	
17	17		1	17	17	17	17	
18	18		1	18	18	18	18	
19	19		1	19	19	19	19	
20	20		1	20	20	20	20	
21	21		1	21	21	21	21	
22	22		1	22	22	22	22	
23	23		1	23	23	23	23	
24	24		1	24	24	24	24	
25	25		1	25	25	25	25	
26	26		2	26	26	26	26	

27	27		3	27	27	27	27	
28	28		4	28	28	28	28	
29	29		5	29	29	29	29	
30	30		6	30	30	30	30	
31	31		7	31	31	31	31	
32	32		8	32	32	32	32	
33		1	9	33	33	33	33	
34		2	10	34	34	34	34	
35		3	11	35	35	35	35	
36		4	12	36	36	36	36	
37		5	13	37	37	37	37	
38		6	14	38	38	38	38	
39		7	15	39	39	39	39	
40		8	16	40	40	40	40	
41		9	17	41	41	41	41	
42		10	18	42	42	42	42	
43		11	19	43	43	43	43	
44		12	20	44	44	44	44	
45		13	21	45	45	45	45	
46		14	22	46	46	46		
47		15	23	47	47	47		
48		16	24	48	48	48		
49		17	25	49	49	49		
50		18	26	50	50	50		
51		19	27	51	51	51		
52		20	28	52	52	52		
53		21	29	53	53	53		
54		22	30	54	54	54		
55		23	31	55	55	55		
56		24	32	56	56	56		
57		25	33	57	57	57		
58		26	34	58	58	58		
59		27	35	59	59	59		
60		28	36	60	60	60		
61		29	37	61	61	61		

6 2		3 0	3 8	6 2	6 2	6 2		
6 3		3 1	3 9	6 3	6 3	6 3		
6 4		3 2	4 0	6 4	6 4	6 4		
6 5		3 3	4 1	6 5	6 5	6 5		
6 6		3 4	4 2	6 6	6 6	6 6		
6 7		3 5	4 3	6 7	6 7	6 7		
6 8		3 6	4 4	6 8	6 8	6 8		
6 9		3 7	4 5	6 9	6 9	6 9		
7 0		3 8	4 6	7 0	7 0	7 0		
7 1		3 9	4 7	7 1	7 1	7 1		
7 2		4 0	4 8	7 2	7 2	7 2		
7 3		4 1	4 9	7 3	7 3	7 3		
7 4		4 2	5 0	7 4	7 4			
7 5		4 3	5 1	7 5	7 5			
7 6		4 4	5 2	7 6	7 6			
7 7		4 5	5 3	7 7	7 7			
7 8		4 6	5 4	7 8	7 8			
7 9		4 7	5 5	7 9	7 9			
8 0		4 8	5 6	8 0	8 0			
8 1		4 9	5 7	8 1	8 1			
8 2		5 0	5 8	8 2	8 2			
8 3		5 1	5 9	8 3	8 3			
8 4		5 2	6 0	8 4	8 4			
8 5		5 3	6 1	8 5	8 5			
8 6		5 4	6 2	8 6				
8 7		5 5	6 3	8 7				
8 8		5 6	6 4	8 8				
8 9		5 7	6 5	8 9				
9 0		5 8	6 6					
9 1		5 9	6 7					
9 2		6 0	6 8					
9 3		6 1	6 9					
9 4		6 2	7 0					
9 5		6 3	7 1					
9 6		6 4	7 2					

9 7		6 5	7 3					
9 8		6 6	7 4					
9 9		6 7	7 5					
1 0 0		6 8	7 6					
1 0 1		6 9	7 7					
1 0 2		7 0						
1 0 3		7 1						
1 0 4		7 2						
1 0 5		7 3						